

香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設
資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

平成14年5月

香 川 県

目 次

1	特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向	2
1.1	基本的な理念	2
1.2	発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る関係者の役割	2
1.3	特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向	4
2	発生抑制の方策	7
2.1	発生抑制の必要性	7
2.2	発生抑制に係る関係者の役割	7
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策及び目標設定等	7
3.1	再資源化等率に関する目標の設定等	7
3.2	特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策	8
4	再生建設資材の使用拡大等の方策	10
4.1	再生建設資材の使用についての考え方	10
4.2	再生建設資材の使用に係る関係者の役割	10
4.3	再生建設資材の公共事業での率先使用	10
5	特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する知識の普及等	11
6	その他特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する重要事項	11
6.1	特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担	11
6.2	各種情報の提供等	12
6.3	有害物質等の発生の抑制等	12
6.4	国及び自治体との連携協力	12
7	特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保等に関する事項	12
7.1	特定建設資材の分別解体等の実施の確保	12
7.2	特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保	13
7.3	建設業の許可及び解体工事業の登録等の実施の確保	13
7.4	本指針の見直し等	13

「香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」

20世紀における科学技術の急速な進歩は、日常生活に便利さ、豊かさをもたらした反面、大気汚染や水質汚濁などの環境問題を引き起こすとともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を発生させている現状にある。今後も大量生産・大量消費・大量廃棄の経済活動を続ければ、環境破壊が自然の回復力を超えるまでに進行するおそれがある。

また、全国的に廃棄物の不法投棄や大量に発生する廃棄物の対策が緊急の課題となっていることから、香川県（以下「本県」という。）においても、適正な廃棄物処理を進めるとともに、環境の保全に万全を期して、従来 of 社会経済システムやライフスタイルを見直し、循環型社会の構築を推進する必要がある。

このため、本県においては、21世紀初頭の10年の方向づけを行うため新しい地域づくりの指針として「新世紀基本構想」を策定し、この中で、自然との共生・持続的発展を重点推進プランとして位置づけ、資源循環型の持続的発展が可能な新世紀の香川県を創造することとし、種々の施策や事業を総合的かつ計画的に推進している状況にある。

建築物等は、解体すれば大量の建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）が発生することになる。これらの廃棄物のうち、コンクリート塊など再資源化率の高いものがある一方で、建設発生木材などについては焼却や最終処分される割合が高い状況となっている。本県における建設資材廃棄物は現在、産業廃棄物の排出量の約3割、最終処分量の約6割を占めている状況にある。

一方、近年、住民意識の高まりや高度な土地利用がなされているといったこともあり、新たに建設資材廃棄物の最終処分場等を確保することが困難になってきている。このため廃棄物をつくらない仕組みづくりとともに、建築物等の発注者や受注者における排出抑制の意識付けが重要となっている。

今後は、建築物等に蓄積されている建設資材を有効に活用するとともに、最終処分される建設資材廃棄物の量を削減し、環境に与える負荷を軽減することが求められている。

本県にあっては、このような認識のもとに、県内で施工される建設工事に係る特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリートをいう。以下同じ。）の分別解体等及び特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。）の再資源化等（以下「特定建設資材の分別解体及び再資源化」という。）を促進するため、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）第4条に基づき、また、国が法第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」に即して、「香川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（以下「本指針」という。）を定めるものである。

なお、本指針で使用する用語の定義については、法第2条の規定によるものとする。

1 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

1.1 基本的な理念

(1) 特定建設資材の分別解体及び再資源化の基本的な理念

住宅・社会資本の整備及び更新等を遅滞なく円滑に進め、本県の持続的な発展を目指すためには、建築物等に蓄積された建設資材を有効に利用するとともに、建設資材廃棄物の最終処分を抑制するなど、環境に与える負荷を軽減することが重要である

このためには、建設資材の製造から建設工事の施工を経て建築物等の維持管理等に至るまでの各段階において、長寿命化及び分別解体等を考慮した建設資材の製造、建設資材廃棄物の発生の抑制（以下「発生抑制」という。）及び建設資材廃棄物の再使用、建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等（以下「建設資材の分別解体及び再資源化」という。）の促進、建設資材の再資源化により得られた物（以下「再生建設資材」という。）の利用の促進、建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担などの仕組みを備えた、資源循環型の社会の構築を目指していくことが求められている。

(2) 建設資材に係る資源循環等の考え方

建設資材に係る資源循環等の考え方については、「循環型社会形成推進基本法」における基本的な考え方等を原則とする。その優先順位としては、まず、建設資材廃棄物の発生を抑制し、次に、建設資材廃棄物の再使用を行う。

これらの措置を行った後に残った建設資材廃棄物については、再生利用を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度及び地域的制約等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収等を行う。

これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正な処理を行うものとする。

また、本県にあっては現在、建設資材廃棄物等の発生抑制・再使用・再生利用を推進するため、種類に応じた適用用途や品質基準等を示す技術基準等を別途作成しているところである。

1.2 発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る関係者の役割

建設資材の製造から建設工事の施工を経て建築物等の維持管理等に至るまでの各段階において建設工事に係わるそれぞれの関係者（以下「関係者」という。）は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進するため、適切な役割分担のもとで連携しつつ、それぞれの過程において積極的に取り組むことが必要である。

ア 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材の製造にあたり、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質及び品質等の表示、建設資材の分別解体及び再資源化が困難となる有害物質等を含まない素材の使用等に努める必要がある。

イ 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者は、建築物等の設計にあたり、端材の発生の抑制、建設資材の分別解体等の実施が容易となる配慮、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択等の工夫を行うほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択にあたっては、建設資材の分別解体及び再資源化が困難となる有害物質等を含まないものを選択するよう努める必要がある。

ウ 発注者

対象建設工事の発注者（以下「発注者」という。）は、対象建設工事の発注にあたり、その届出、工事請負契約の書面への特定建設資材の分別解体及び再資源化の方法並びに費用等の明記等、法に規定された義務を遵守しなければならない。

また、建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担等の義務を果たすとともに、元請業者に対して、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

エ 自主施工者

対象建設工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、対象建設工事の施工にあたり、その届出及び特定建設資材の分別解体の実施等、法に規定された義務を遵守しなければならない。

オ 元請業者（受注者）等

対象建設工事の受注者である元請業者（以下「受注者」という。）は、対象建設工事の受注にあたり、発注者に対する特定建設資材の分別解体等の計画等についての説明、工事請負契約の書面への特定建設資材の分別解体及び再資源化の方法並びに費用等の明記、特定建設資材の分別解体及び再資源化の着実な実施、特定建設資材の分別解体及び再資源化が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を遵守しなければならない。

また、受注者は、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関して中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の適切な実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

なお、解体工事を施工する場合は、受注者及び下請負人は、法に定める解体工事業の登録又は建設業法第3条1項に定める建設業の許可のうち（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業）のいずれかの許可（以下「必要な資格」という。）を有するとともに、法の規定に基づき解体工事の現場ごとに標識を掲示しなければならない。

カ 建設工事等の施工者

建設工事等を施工する者は、対象建設工事の施工にあたり、建設資材の分別解体及び再資源化の実施等、法に規定された義務を遵守しなければならない。

また、建設資材の分別解体に資する施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等に努める必要がある。

キ 建設資材廃棄物の処理者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理（以下「直接処理」という。）を行う事業者及び建設資材廃棄物が発生する建設工事の事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の収集運搬及び再資源化等にあたっては、廃棄物処理法に基づき適正に行わなければならない。

また、直接処理を行う場合又は収集運搬の過程において積み替え又は保管を行う場合は、保管の期間及び量、保管する施設の構造等について、廃棄物処理法に定める基準に従い適正に行わなければならない。

ク 国等

国の機関又は地方公共団体は、対象建設工事の施工にあたり、法第11条に定める対象建設工事の事前通知等、法に規定された義務を遵守する必要がある。

ケ 県

県は、法の施行にあたり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（以下「政令」という。）第8条により法に定める事務を処理する市（以下「特定行政庁」という。）並びに保健所設置政令市の長との調整を図りつつ、特定建設資材の分別解体等に関する事務、特定建設資材の再資源化等に関する事務、建設業の許可及び解体工事業の登録に関する事務等を適切に処理することとする。

また、国の施策と相まって、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化を促進するために、必要な措置を講じるよう努めることとする。

なお、県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、「環境配慮指針」（平成12年6月香川県。以下「配慮指針」という。）等に基づき、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の促進を図ることとする。

コ 市町

市町は、法の施行にあたり、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努める必要がある。

また、特定行政庁は法に基づく特定建設資材の分別解体等に関する事務を、保健所設置政令市は特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を適切に処理する必要がある。

さらに、自ら建設工事の発注者となる場合においては、「配慮指針」等を参考として、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び再資源化の促進に努めることとする。

1.3 特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に関する基本的方向

(1) 特定建設資材の分別解体の促進についての基本的方向

建築物等の解体等にあたり特定建設資材の解体等を不適切に行った場合には、特定建設資材が混合した状態などで発生するため、再資源化することが困難となる。このため、特定建設資材をその種類ごとに分別することが、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する上で最も重要なことであり、かつ、不可欠であるため、特定建設資材の分別解体を適切に行うことが必要である。

特定建設資材の分別解体は、その対象となる建築物等の種類や構造により分別解体の技術が異なる場合があり、国等が定める一定の基準に従うとともに、建設工事に従事する者

の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材の分別解体が行われる必要がある。

なお、建築物等の解体工事については、それに必要な資格とともに最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上等を図る必要がある。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

対象建設工事の施工にあたり、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材の分別解体を適切に行い、その種類ごとに分別されることにより発生した特定建設資材廃棄物について、建設資材としての再使用を最大限に行ったうえで、工事現場外へ搬出せざるを得ないものについては、その種類ごとに適した特定建設資材廃棄物の再資源化施設等に運搬し、再資源化を着実にを行う必要がある。

さらに、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事において発生した特定建設資材廃棄物についても、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材の分別解体を行い、これに伴って発生した特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うことが望ましい。

なお、建設資材の分別解体及び再資源化に係る措置が円滑に行われるようにするためには、分別解体及び再資源化のための技術開発・必要な施設の整備等について、関係者間の連携のもと、推進される必要がある。

(3) 本県における建設工事及び特定建設資材廃棄物等を取りまく状況

本県の地域特性

本県は、四国の東北部に位置して地形は半月形で、南に讃岐山脈が連なり、これより北に向って緩やかに傾斜し、ため池や鎮守の杜が点在する讃岐平野が広がっている。北には、県花県木のオリーブや「二十四の瞳」で知られる小豆島をはじめ、大小110余の島々が浮かぶ穏やかな瀬戸内海を望み、これら多くの島々は全国で初めて指定された瀬戸内海国立公園の区域にあり、風光明媚な地域となっている。

本県の県土面積は全国で最も狭く、その面積に占める森林の割合も48%と全国平均の67%に比べて低い一方で、土地の利用度や人口密度が高いという自然的・社会的特性を有している。

地域経済は、昭和30年代後半から主として臨海部に多くの企業が立地し、製造業を中心に急速な成長を遂げたが、二度にわたるオイルショック以後は、構造不況や円高などの影響から低迷を余儀なくされた。その後昭和63年代から数年間は、瀬戸大橋の開通や高松空港の開港さらには四国横断自動車道をはじめとする交通体系の整備や景気の拡大があいまって、おおむね国の経済成長率を上回る成長率を達成したものの、最近では景気後退の影響などにより、その伸びが鈍化している状況にある。

なお、県内では住宅・社会資本の整備及び更新等が引き続き活発に行われており、これらの事業に係わる製造業や建設業等は、産業活動の中で依然大きな比重を占めている。

建設工事をめぐる状況

ア 建設業及び解体工事業の状況

県内に本社を有する建設業者(建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をい

う。)は、平成13年度当初、約4千8百社となっており、そのうち、解体工事業を営むことのできる業種の許可を有している者は、土木工事業が約1千7百社、建築工事業が約1千6百社、とび・土工工事業が約1千2百社となっている。

イ 建設工事の実施状況

県内の建設工事は、景気停滞の影響などにより減少傾向にある。建築工事の件数は、平成12年度の「建築着工統計」によると、建築物の着工件数が約7千件、除却件数が約2千件となっている。

また、土木工事の件数は、平成12年度の「建設工事受注動態統計調査報告」によると、公共工事と民間工事を合わせて、約3千件となっている。

特定建設資材廃棄物の発生の現状と今後の見込み

県内の特定建設資材廃棄物の発生量は、平成12年度に国が実施した建設副産物実態調査(以下「センサス」という。)の結果によると、コンクリート塊(コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る資材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約26万トン、アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約15万トン、建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約4万トンとなっている。

また、再資源化等率(工事現場から発生した特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。)は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については90%を超えて100%近くになっているが、建設発生木材は法の施行後は制限される焼却などの縮減を除くと約15%となっている。

なお、平成14年5月に県が策定した香川県廃棄物処理計画等によれば、将来における特定建設資材廃棄物の発生量は、高度経済成長期に大量に建築された建築物が今後、更新期を迎えることから、ゆるやかに増加するものと考えられている。

特定建設資材廃棄物の処理施設及び最終処分場等の状況

県内の平成13年度末における廃棄物処理法第15条の許可を受けた特定建設資材廃棄物の処理施設の立地状況をみると、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊等のがれき類の再資源化等を行う施設が39箇所、建設発生木材の再資源化を行う施設が15箇所、焼却処理を行う施設が26箇所となっている。建設発生木材の再資源化処理を行う施設の地域的分布状況をみると、西讃地域や市街地、島しょ地域等において、少ない状況にある。

最終処分場は、平成13年度末現在、安定型のものが33箇所、管理型のものが27箇所立地しているが、産業廃棄物最終処分場の残余年数は約4年となっている。新たな最終処分場の確保は困難となってきており、既存の最終処分場の延命化等を図ることなどが求められている。

(4) 対象建設工事の規模及び再資源化等の距離の基準

対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、「政令」第2条で定める規模とし、次のとおりとする。

- ア 建築物解体工事については、床面積の合計が80m²以上とする。
- イ 建築物新築又は増築工事については、床面積の合計が500m²以上とする。
- ウ 建築物修繕・模様替工事については、請負代金の額が1億円以上とする。
- エ 建築物以外の工作物工事については、請負代金の額が500万円以上とする。

再資源化等の距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物及び再資源化をしなければならない距離の基準については、指定建設資材廃棄物は、政令第4条に定められた建設発生木材を対象とし、再資源化しなければならない距離の基準は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第3条に定められた50kmとする。ただし、再資源化施設までの車両が通行するための道路が整備されていない場合であって、経済性の制約が大きい場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行えば足りるものとする。

2 発生抑制の方策

2.1 発生抑制の必要性

建設資材廃棄物は、解体工事等に伴い発生した場合には、工事現場において減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用するとともに、工事現場外に搬出される建設資材廃棄物の量を削減する観点から、建設工事にあたっては、発生抑制を徹底して行うことが必要である。

2.2 発生抑制に係る関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計段階から発生抑制に配慮するとともに、適切な役割分担のもとで連携しつつ、それぞれの過程において積極的に発生抑制に取り組むことが必要である。

具体的には、建築物等の適切な維持管理及び修繕を行うことによる建築物等の長期的使用、建設資材の製造における建設資材のプレカット、建築物等の設計における耐久性の向上や維持管理及び修繕を容易にするなどの長寿命化の配慮、建設資材の再使用の配慮、建設工事の施工における端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等を促進する必要がある。

なお、県及び市町は、国の施策と相まって、必要な措置を講じるよう努めることとする。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策及び目標設定等

3.1 再資源化等率に関する目標の設定等

ア 目標の設定

住宅・社会資本の整備及び更新に伴い、資源の有効な利用及び環境に与える負荷の軽減を図るためには、関係者が、県内で施工される建設工事に関して発生抑制、特定建設資材の分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等、再生建設資材の使用等をでき

るだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要である。

そのためには、施策の実施にあたっては再資源化等の目標が必要であることから、県は、これまでのセンサスにおける再資源化等率の実績、将来の特定建設資材廃棄物の発生量の予測の結果や特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況等を勘案し、平成22年度における特定建設資材廃棄物の再資源化等率の目標を、次表のとおり設定する。

関係者は、この目標の達成を目指して発生抑制、特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに再生建設資材の使用等の促進を図るとともに、目標を達成した場合は、その実績を維持していくことに努めるものとする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	95パーセント
建設発生木材	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊	95パーセント

イ 発生の抑制、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施状況等の把握

県は、発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施状況と再資源化等率の実績について、毎年実施されるセンサス等の結果をもって、その概略的状况を把握することとする。

ウ 目標の見直し

再資源化等率に関する目標については、センサス等の結果、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の立地状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行うものとする。

3.2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策

(1) 基本的事項

発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進し、再資源化等率に関する目標を達成するためには、現状で再資源化等率が目標値に近いコンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の発生抑制並びに分別解体及び再資源化の促進を継続して行い、その実績を維持するとともに、今後の発生量の増大に対応するため必要な措置を講じるものとする。

また、建設発生木材については再資源化等率が低率となっているが、法の施行により分別解体、再資源化等が促進されることから、その再資源化等率は上昇すると考えられる。ただし、CCA処理したものや接着剤等を多量に使用した木材など、再資源化が難しい場合には、適正な処理が必要である。

具体的には、関係者は、以下に示す特定建設資材廃棄物の種類ごとの方策等を着実に、かつ、速やかに実施する必要がある。また、その実施にあたっては、県内等に立地する特定建設資材の再資源化施設等を十分に活用する必要がある。

また、県及び市町は、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するようその制度の普及等に努めるとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の実態の定期的な把握、特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の都市施設としての位置づけの明確化や適正配置の計画、島しょ地域等における特定建設資材廃棄物の再資源化施設等の整備、偏在している建設発生木材の再資源化施設の適切な立地等、必要な施策を促進する必要がある。

(2) 具体的方策等

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン及びアスファルト混合物等(以下「再生骨材等」という。)として、建築物等の埋め戻し材、基礎材、又は道路・港湾・空港・駐車場及び建築物等の敷地の舗装(以下「道路等の舗装」という。)の路盤材や舗装等に利用することについて、その促進を継続していくことが重要である。

また、今後、コンクリート塊の発生量が増大すると予測されることから、その再資源化施設については、民間の活力による新たな施設の確保と併せて、既存施設の効率的な稼働が推進されるための措置を講じられる必要がある。

さらには、建設資材の採掘可能量等が減少すると予測され、建築物等に蓄積された骨材等を建設資材として有効に活用して、再生コンクリート用骨材を建築物等に使用していく必要があることから、技術の開発及び利用を促進するための制度や整備等の研究・開発を促進していく必要がある。

建設発生木材

建設発生木材については、破碎・選別・不純物の除去及びチップ加工等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料としての利用拡大や、安定した需要を確保することの促進を継続していくとともに、熱を得ることに利用することを促進する。さらに、再資源化が困難な場合は適正な施設において焼却等による縮減を行うものとする。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、不純物除去及び粒度調整等を行うことにより、道路等の舗装や、路盤材等に利用することの促進を継続していくものとする。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材・建築物等の埋め戻し材及び基礎材等に利用することの促進を継続していくものとする。さらに、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設については、民間の活力による新たな施設の確保と併せて、既存施設の効率的な稼働が推進されるための措置が講じられる必要がある。

その他の建設資材廃棄物

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについては、工事現場の状況等を勘案の上でできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが重要である。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、

必要な施設の整備等について、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

最終処分

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合には、安定型廃棄物(廃プラスチック類 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類をいう。以下同じ。)に安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入しないように分別したうえで、安定型最終処分場で処分することに加えて、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

最終処分場にあっては、県内の最終処分場の有効活用を図るため、既存の最終処分場の延命化等を促進するとともに、計画的な処分場の確保について、検討を進めることが重要である。

4 再生建設資材の使用拡大等の方策

4.1 再生建設資材の使用についての考え方

県内において、建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、県内で施工する建設工事において、発生した建設資材廃棄物の再使用とともに、県内で製造された再生建設資材を積極的に使用していくことが重要である。

また、再生建設資材の使用にあたっては、所要の品質が確保されていること及び公衆・環境に対する安全、自然環境の保全に配慮することが重要である。

4.2 再生建設資材の使用に係る関係者の役割

関係者は、建設工事の実施にあたっては、建築物等の建設工事の計画・設計の段階から再生建設資材をできる限り使用するように配慮に努めるとともに、適切な役割分担のもとで連携しつつ、それぞれの過程において積極的に再生建設資材の使用に取り組むことが重要である。

具体的には、建設資材の製造、建築物等の設計、建設工事の発注、建設工事の施工等の各段階において、再生建設資材をできる限り使用することに努める必要がある。

また、建設資材廃棄物の処理にあたっては、再生建設資材の品質の安定性及び安全性の確保に努める必要がある。

県及び市町は、国の施策と連携して、再生建設資材の使用促進のために必要となる調査・研究・開発・情報提供及び普及啓発等に努めるほか、各関係者に対し再生建設資材の使用等を要請するように努めることとする。

4.3 再生建設資材の公共事業での率先使用

県内で施工する公共事業においては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、県は、再生建設資材を率先して使用するものとする。

市町の事業においても、国・県の事業における方策に準じて、再生建設資材の使用に努

めることとする。

5 特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する知識の普及等

特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに再生建設資材の使用を促進するためには、県民の理解と協力が必要であるとともに、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要である。

このため、県及び市町は各種の広報活動等を通じて、法に規定する対象建設工事の届出をはじめとする特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施義務等の内容や、これらが資源の有効利用及び環境の保全に資することについて、県民の理解を深めるとともに、特定建設資材の分別解体及び再資源化が適切に行われるように、関係者の協力を求めることとし、その知識を普及させるため、必要に応じて情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

6 その他特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する重要事項

6.1 特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担

特定建設資材の分別解体及び再資源化を着実に実施するためには、それに要する費用が、発注者と受注者との間で適正に負担されることが重要である。

ア 発注者等の責務

発注者は、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、自主施工者は、自ら負担する費用により特定建設資材の分別解体及び再資源化を適正に実施する必要がある。

イ 受注者の責務

受注者は、自らが特定建設資材の分別解体及び再資源化を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、発注者に対し、特定建設資材の分別解体及び再資源化の実施を含む建設工事の内容について、書面等により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との間においても、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用が適正に負担されることが重要である。

ウ 工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、特定建設資材の分別解体及び再資源化の方法並びに費用等について工事請負契約の書面に明記し、署名又は記名押印のうえ相互に交換することにより、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用が適正に負担されることを相互に確認する必要がある。

エ 県及び市町の役割

県及び市町は、県民に対して、特定建設資材の分別解体及び再資源化に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材の分別解体及び再資源化の促進に直結する重要事項であることを積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

なお、県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る工事請負契約書等を整備することなど、必要な措置を講ずるとともに、各関係者と連携協力して、工事請負契約の標準的な契約書等の活用及び普及に努めることとする。

6.2 各種情報の提供等

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報や、発注者が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供等が十分なされるように、情報システム等の活用及び普及に努めるものとする。

6.3 有害物質等の発生の抑制等

関係者は、建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法、フロン回収破壊法等の関係法令を遵守するとともに、フロン類、飛散性アスベスト、C C A 処理木材、P C B 含有物などからの有害物質等の発生抑制並びに周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

6.4 国及び自治体との連携協力

ア 国との連携協力

県は、国の機関等が発注する対象建設工事における通知及び特定建設資材の分別解体及び再資源化に係る事務が、円滑に運用できるように、国の機関等と情報交換を行うなど連携協力していくこととする。

イ 市町との連携協力

県及び市町は、発生抑制及び特定建設資材の分別解体及び再資源化を促進するために必要な事務について、合理的な役割分担を図るとともに、事務の円滑な処理のための情報交換を行う場を設けるなど連携協力していくこととする。

なお、自ら建設工事の発注者となる場合においては、「香川県技術管理連絡協議会」及び「香川県公共工事契約業務連絡協議会」等の活動を通じて連携協力し、発生抑制並びに特定建設資材の分別解体及び再資源化を適正に促進していくこととする。

7 特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施の確保等に関する事項

7.1 特定建設資材の分別解体等の実施の確保

県又は特定行政庁は、法に規定された特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するため、本指針を勸案して、届出の受理、審査及び命令、通知の受理、助言又は勸

告、 命令、 報告の徴収、 立入検査等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

7.2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施の確保

県又は保健所設置政令市は、法に規定された特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、本指針を勘案して、申告の受理、助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

7.3 建設業の許可及び解体工事業の登録等の実施の確保

県は、建設業法に基づく建設業の許可等に関する事務の処理とあわせて、法に規定された解体工事業の登録及び特定建設資材の分別解体及び再資源化の適正な実施を確保するため、本指針を勘案して、登録申請等の受理・審査・登録等及び登録簿の閲覧、登録の抹消、報告の徴収及び立入検査等を行うなど、必要な措置を講ずることとする。

7.4 本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材の分別解体及び再資源化並びに解体工事業登録の実施状況、特定建設資材の再資源化施設等の立地状況及び社会経済状況の変化等をふまえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとする。